

◀抗ヘリコバクター・ピロリ (*H. pylori*) 抗体要精査基準変更のお知らせ▶

～ピロリ抗体検査を受けられた受診者様へ～

平素より当健診センターをご利用くださいましてありがとうございます。

さて、当センターでは2015年4月よりご希望に応じ、オプション項目として血清抗*H. pylori*抗体検査を行って参りました。この度、**2017年4月から上記検査結果の判定についての変更**がなされ、これまでの結果では、陰性（＝感染なし）とされていた中に、陽性（＝感染あり）と判断される群が生まれたので、結果によっては要精査（または除菌治療）をお勧めした方が良い方々もございます。上記検査を受けられた覚えのある方は、過去の検査結果を見て、下記のいずれに該当するかをご確認ください。

1. *H. pylori* 抗体価が3未満（陰性）の場合

ピロリ菌に感染している可能性はほとんどありませんのでご安心ください。

2. *H. pylori* 抗体価が3以上10未満（陰性高値）の場合

旧基準では陰性されピロリ菌に感染している可能性は高くはないものの、感染の可能性を考慮すべきであり、新しい基準においては陽性（感染あり）と判定されます。

⇒旧基準で陰性と判断されても抗体価が「陰性高値」の例では、20%弱の感染者が存在するとされています。あわてる必要はありませんが、他の検査で感染の有無を確認することをお勧めします。ご自身で消化器内科を受診頂くか、次回当センター受診時にご相談ください。

3. *H. pylori* 抗体価が10以上（陽性）の場合

旧基準でも陽性と判断され、除菌または除菌のための内視鏡検査をお勧めさせて頂いていると思います。また、除菌後でも年1回程度の内視鏡検査による経過観察が望ましいと思われます。通院先もしくは健診の際に内視鏡検査を受けることをご検討ください。

ご不明な点がございましたら遠慮なく当センターまでお問い合わせください。説明させていただきます。

2017年4月

川崎医科大学附属病院 健康診断センター